神戸市児童家庭支援センター設置運営補助要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人等による児童家庭支援センターの設置及び運営並びにこれに 対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、児童家庭支援センターとは児童福祉法(昭和22年法律第164号、以下「法」という。)第44条の2及び児童家庭支援センター設置運営要綱(平成10年5月18日児発第397号厚生省児童家庭局長通知、以下「設置運営要綱」という。)の定めるところにより設置される児童福祉施設をいう。

(設 備)

- 第3条 児童家庭支援センターは、次の設備を設けるものとする。
 - (1) 相談室・プレイルーム
 - (2) 事務室
 - (3) その他必要な設備
- 2 上記の設備について、児童福祉施設等に附置している場合は、入所者等の処遇及び当該施設 の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し障りな い。

(事業)

- 第4条 児童家庭支援センターは、以下に定める事業を実施する。
 - (1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業
 - (2) 児童相談所からの受託による指導
 - (3) 区役所・支所の求めに応ずる事業
 - (4) 緊急時等での受託による一時保護
 - (5) 市民向けの講座や講演会、児童関係者への研修会等の地域の子育て支援事業
 - (6) 児童問題に関する地域でのネットワークづくり
 - (7) 里親等への支援
 - (8) その他「設置運営要綱」に定める事業

(職員の配置)

- 第5条 児童家庭支援センターの運営管理責任者を定めるとともに、次の職種の職員を配置するものとする。
 - (1) 相談・支援を担当する職員(2名)

児童福祉法第 13 条第 2 項各号のいずれかに該当する者。児童福祉事業の実務経験を十 分有し各種福祉施策に熟知していることが望ましい。

なお、児童福祉施設等に附置している場合は、入所者等の直接処遇の業務は行わないものであること。

(2) 心理療法等を担当する職員(1名)

児童及び保護者に対し、心理学的側面からの援助を行う。

(児童家庭支援センター設置についての事前協議)

第6条 児童家庭支援センターを設置しようとする者は、第7条第1項に定める認可申請手続き を行う前に施設整備及び職員の配置、事業内容等について、市長に事前協議を行うものとする。

(認可申請及び届出)

- 第7条 児童家庭支援センターを設置する者は、事業の開始までに児童福祉法第35条第4項及び 児童福祉法施行規則第37条第2項に基づき、市長に施設の認可申請手続きを行わなければな らない。
- 2 前項の認可を受け、事業を開始した者は、開始の日から1ヶ月以内に社会福祉法 69 条第1項 に基づき、市長に届け出を行わなければならない。

(補助の対象事業)

- 第8条 補助の対象は、前条第1項の認可を受けた者で、次の各号いずれかに該当するものとする。
- (1) 児童家庭支援センターの設置に伴う施設整備に関するもので、別に定める「神戸市民間社会福祉施設整備費等補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の対象となるもの。
- (2) 児童家庭支援センターの運営に関するもの。

(施設整備補助)

第9条 児童家庭支援センターの施設整備補助については、「交付要綱」に基づいて取り扱うこととする。

(補助の金額)

- 第10条 設置運営要綱に基づく運営事業の補助については、別表1の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を予算の範囲内で交付する。ただし、当該算定額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 2 指導促進事業実施要綱(平成 10 年 5 月 18 日児発第 397 号厚生省児童家庭局長通知)に基づ く指導委託促進事業の補助については、別表 1 の第 2 欄に定める額を予算の範囲内で交付する。
- 3 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(令和5年5月 10 日こ支家第 47 号こども家庭庁長官通知)に基づく在宅指導措置委託費の補助については、別表2の第2 欄に定める額を予算の範囲内で交付する。

(補助の申請)

第 11 条 運営事業の補助金の交付を受けようとする者(以下「運営事業申請者」という。)は、 事業開始年度は第 7 条の認可を受けた後、その他の年度は毎年度当初、神戸市児童家庭支援センター運営補助金交付申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

- 2 指導促進事業の補助金の交付を受けようとする者(以下「指導促進事業申請者」という。)は、神戸市指導促進事業補助金交付申請書(様式 10 号)を市長に提出しなければならない。ただし、児童福祉法第 26 条第 1 項第 2 号又は同法第 27 条第 1 項第 2 号に基づく指導要請を前年度受諾したものに限る。
- 3 在宅指導措置委託費の交付を受けようとする者(以下「在宅指導措置委託費申請者」という。) は、神戸市在宅指導措置委託費交付申請書(様式19号)を市長に提出しなければならない。

(補助の決定)

- 第12条 市長は、前条の規定に基づく申請があった時は、これを審査し、補助を適当と認めた時は、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、神戸市児童家庭支援センター運営補助金交付決定書(様式第2号)、神戸市指導促進事業補助金交付決定書(様式11号)、神戸市在宅指導措置委託費交付決定書(様式20号)により、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の審査により補助を不適当と認めた時は、神戸市児童家庭支援センター運営補助金不交付決定書(様式第3号)、神戸市指導促進事業補助金不交付決定書(様式12号)神戸市在宅指導措置委託費不交付決定書(様式21号)により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付することができるものとする。

(補助金の概算払の請求)

- 第13条 市長は、前条の補助の交付決定後、概算払することができる。
- 2 補助事業申請者は、補助金の概算払を受けようとするときは、神戸市児童家庭支援センター 運営補助金(概算)交付請求書(様式第6号)、神戸市指導促進事業補助金(概算)交付請求 書(様式16号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、その請求内容が適当と認めたときは、補助事業申請者に対し、概算払で補助金を交付する。

(補助事業等の変更)

- 第14条 第12条に基づき神戸市児童家庭支援センター運営補助金交付決定書、神戸市指導促進事業補助金交付決定書、神戸市在宅指導措置委託費交付決定書を受けた申請者は、事業の目的の変更を伴わない軽微な変更を除き、補助事業等の内容若しくは遂行計画又は補助事業等に要する経費等の変更をする場合は、神戸市児童家庭支援センター運営補助金交付決定内容変更承諾申請書(様式第4号)、神戸市指導促進事業補助金交付決定内容変更承諾申請書(様式第13号)神戸市在宅指導措置委託費交付決定内容承諾申請書(様式22号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承諾することが 適当であると認めたときは、その旨を神戸市児童家庭支援センター運営補助金交付決定変更通 知書 (様式第5号)、神戸市指導促進事業補助金交付決定変更通知書 (様式第14号)、神戸市 在宅指導措置委託費交付決定変更通知書 (様式23号)により、申請者に通知するものとする。

(事業の完了報告)

第15条 補助金等の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は当該年度の補助事業終了

後、または当該年度の末日のいずれか早い日に、神戸市児童家庭支援センター運営補助事業完了報告書(様式第7号)、神戸市指導促進事業完了報告書(様式第15号)、神戸市在宅指導措置委託完了報告書(様式24号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第 16 条 補助事業者は当該年度の補助事業終了後、又は翌年度4月 10 日のいずれか早い日に、神戸市児童家庭支援センター運営補助事業実績報告書(様式第8号)、神戸市指導促進事業実績報告書(様式17号)、神戸市在宅指導措置委託実績報告書(様式25号)を市長に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、その補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出について証拠書類を整理し、5年間保管しておかなければならない。

(交付額の確定及び精算)

- 第17条 市長は、前条の実績報告を受けて補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を 行ったときは、神戸市児童家庭支援センター運営補助金額等確定通知書(様式第9号)、神戸 市指導委託促進事業補助金等確定通知書(様式第18号)、神戸市在宅指導措置委託費等額確定 通知書(様式26号)により、速やかに補助事業者等に通知する。ただし、確定した交付額と 交付決定額が同額の場合は、通知を省略することができる。
- 2 市長は、前条の実績報告により補助金等の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、前項の報告受理後 10 日以内に、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。
- 3 補助事業者は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

(調査・報告)

第18条 市長は、必要があると認めるときは補助事業者に対して、補助金の執行状況等について 必要な書類、帳簿等調査し、必要な報告を求め又は必要な勧告、助言等を行うことができる。

(補助金の返環)

- 第19条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、速やかに、その旨を補助金等交付決定取消通知書(様式第19号)により当該補助事業者に通知するものとする。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けようとした時又は受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
 - (3) 前各号のほか、この要綱の規定に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(法令との関係)

第 20 条 事業を実施するにあたっては、児童福祉法、社会福祉法等関係法令の規定に従わなければならない。

(施行の細目)

第21条 この要綱の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

附則

(施行の期日)

1 この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成 13 年 12 月 17 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日より適用する。 附 則

この要綱は、平成15年2月20日から施行し、平成14年4月1日より適用する。 附 則

この要綱は、平成15年8月19日から施行し、平成15年4月1日より適用する。 附 則

この要綱は、平成 16 年 9 月 29 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日より適用する。 附 則

この要綱は、平成18年2月23日から施行し、平成17年4月1日より適用する。 附 則

この要綱は、平成19年2月7日から施行し、平成18年4月1日より適用する。 附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行し、平成19年4月1日より適用する。 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附即

この要綱は、平成24年7月10日から施行し、平成24年4月1日より適用する。 附 則

この要綱は、平成27年6月5日から施行し、平成27年4月1日より適用する。 附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行し、平成28年4月1日より適用する。 附 則

この要綱は、平成29年9月5日から施行し、平成29年4月1日より適用する。 附 則 この要綱は、平成30年9月4日から施行し、平成30年4月1日より適用する。 附 則

この要綱は、令和元年 12 月 26 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。 附 則

この要綱は、令和3年1月12日から施行し、令和2年4月1日より適用する。 附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行し、令和3年4月1日より適用する。 附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行し、令和4年4月1日より適用する。 附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行し、令和5年4月1日より適用する。 附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行し、令和6年4月1日より適用する。

第1欄	第 2 欄	第3欄
種別	基 準 額	対象経費
	次により算出した額の合計額 1 運営費 ア及びイの合計額 ア 事務費 1 カ所当たり 心理療法等を担当する職員が常勤の場合 ・年額 11,990,000円 心理療法等合 ・年額 7,988,000円 ・中度途中の開始、又は担当する職員が常勤の場合 ・中の開始、又は担当する職員が常勤の場合 ・中の開始、不可では担当する職員が常勤の場合 ・中の開始、不可では担当する職員が非常動の場合は1月とする ・「担当するの職員が非常動の場合は1月とする ・「日月未満の場合は1月とする) ・「日月未満の場合は1月とする) ・「日月未満の場合は1月とする。 ・作数といるの連続といる。では、いるのでは、は、いるのでは、いるのでは、いるのでは、は、いるのでは、	タ及会には、一次の職のでは、一次のでは、

るニーズ等を踏まえ、	政令指定都市
が区分を設定するもの	とする。

	0 - / 00
件数区分	基準額
50 件~599 件	352,800 円
600 件~899 件	937, 550 円
900件~1,399件	1,851,300円
1,400件~1,899件	2,792,000 円
1,900件~2,399件	3,527,000円
2,400件~2,899件	4, 262, 000 円
2,900件~3,399件	4, 997, 000 円
3,400件~3,899件	5, 732, 000 円
3,900件~4,399件	6, 467, 000 円
4,400 件以上	6,615,000円

2 初度調弁費

1ヵ所当たり

400,000 円

3 指導促進事業

1件当たり 月額 109,000円

指導委託促進事業に必要当職、給料、職員任用、協力、 (ただし会計年度任用限 (ただし会計年度 () 長期、 () 大き、 () 大

別表 2

第1欄	第2欄	第3欄
種別	基準額	経費の使途
児童家庭支援センター	(1) 在宅指導措置委託 1件当たりの月額 109,000円	施設等を運営するために 必要な職員の人件費その 他事務の執行に伴う諸経 費

)

神戸市長あて

所在地 法人名 代表者

神戸市児童家庭支援センター 運営補助金交付申請書

神戸市児童家庭支援センター設置運営補助要綱第 11 条に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

1	施設名
1	

2	申請額				円
	(算定根拠)	①総事業費			円
		②寄付金その他の収入	額		円
		③補助基準額			円
	4		相談延件数 件、 市町村から求めに応じた件 連携回数 回	円 円 数 回	
					円
	苍	刀度調弁費	円		

- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 法人・施設の前年度決算書・当年度予算書
 - (4) 職員名簿
 - (5) その他市長が指定する書類等(

(様式第1号) 別紙

事業計画書

- 1 施設名
- 2 所在地
- 3 事業期間
- 4 事業内容

5 設備の状況

収 支 予 算 書

施設名:

区分	項目	金額		積 算 内 訳
	古海田人	円	運営費	
収	市補助金		初度調弁費	
	事業収入等			
入	その他			
	合 計			
			給料	
			賃金	
	人件費		職員手当	
			共済費	
			旅費	
支			消耗品費	
			印刷製本費	
			役務費	
			報酬	
出	事務費		備品購入費	
			光熱水費	
			燃料費	
			修繕料	
			使用料及び 賃借料	

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

(公印省略)

第 号

令和 年 月 日

様

神戸市長

神戸市児童家庭支援センター 運営補助金交付決定書

令和 年 月 日付で申請のあった運営補助金について、下記のとおり決定しましたので、神 戸市児童家庭支援センター設置運営補助要綱第 12 条に基づき通知します。

- 1 施設名 2 交付決定額 円
- 3 補助の条件等
 - (1) 補助金は、他の経費に流用しないでください。
 - (2) 補助金は、収入支出を経理してください。
 - (3) 事業完了後は、速やかに事業実績報告書を提出してください。
 - (4) 指示があったときは、速やかに参考となるべき報告又は資料を提出してください。 また、必要に応じ施設利用状況、事業実施状況等につき調査を行うことがあります。
 - (5) 虚偽、そのほか不正な手続きをもって補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

(様式第3号)

(公印省略)

第 号

令和 年 月 日

様

神戸市長

神戸市児童家庭支援センター 運営補助金不交付決定書

令和 年 月 日付で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決 定したので通知します。

- 1 施設名
- 2 不交付とした理由

)

神戸市長あて

所在地 法人名 代表者

神戸市児童家庭支援センター 運営補助金交付決定内容変更承諾申請書

令和 年 月 日付 神こ家第 号をもって交付決定のあった事業について、次のとおり 交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

- 1 施設名
- 2 変更の理由

3	申請額	変更前		円
U	11.111111			
		変更後	-	
	(算定根拠)	①総事業費		円
		②寄付金その他の収入額		円
		③補助基準額		円
			円 相談延件数 件、 市町村から求めに応じた件数 連携回数 回	回
				円
		初度調弁費	円	

- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書(変更後)
 - (2) 収支予算書(変更後)
 - (3) その他市長が指定する書類等(

(様式第4号) 別紙

事業計画書(変更後)

- 1 施設名
- 2 所在地
- 3 事業期間
- 4 事業内容

5 設備の状況

収 支 予 算 書(変更後)

施設名:

区分	項目	金	額			積	算	内	訳		
	市補助金	(円) 円	運営費	(
収	川州切金			初度調弁費	(
	事業収入等	(円) 円		(
入	その他	(円) 円		(
	合 計	(円) 円								
					1						
				給料	(
				賃金	(
	人件費	(職員手当	(
			L)	共済費	(
				旅費	(
支				消耗品費	(円)
X				印刷製本費	(
				役務費	(円)
				報酬	(円)
出	事務費	(円)	備品購入費	(
			円	光熱水費	(円)
				円) (円) 円) (円) 円) (円) 円) (円) 所 (円) 機員手当 (円) 大済費 (円) 旅費 (円) 消耗品費 (円) 印 (円) 投務費 (円) 報酬 (円) (円) 円) 所 円) (円) 円) 円 円) 円 <td>円)</td>	円)						
				修繕料	(円) 円) 円) 円) 円) 円) 円) 円) 円) 円) 円) 円) 円) 円			
					(円)

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

合 計

2 表中、変更前の金額は上段に()書き、変更後の金額は下段に記入する。

(公印省略)

第 号

令和 年 月 日

様

神戸市長

神戸市児童家庭支援センター 運営補助金交付決定変更通知書

令和 年 月 日付で変更申請のあった運営補助金について、次のとおり承諾することに決定したので通知します。

施設の名称		
補助金等の交付対象事業 及びその内容等	上記補助金等交付	†決定内容変更承認申請書に記載のとおり
	当初交付決定額	円
補助金等の額	変更交付決定額	円
	差引交付決定額	円
交付の条件	か、当初の交付決	決定内容変更承認申請書に記載の内容のほ 定通知書(令和 年 月 日付神こ家 4項「交付の条件」のとおりとする。

所在地 法人名 代表者

神戸市児童家庭支援センター 運営補助金(概算)交付請求書

神戸市児童家庭支援センター設置運営補助要綱第13条に基づき、下記のとおり請求します。

1	施設名		
2	補助金請求額		円
3	振込先口座	(差額請求の該当 有□	無□)

銀行名				支	店名	ı		支厂	吉		普通 当座
口座番号											
口座名義											
(31 字以)	振込	通知要	長のは;	がき	送る	金額	頁を抜り	いて記	送る	不要	

所在地 法人名 代表者

神戸市児童家庭支援センター運営補助 事業完了報告書

神戸市児童家庭支援センター設置運営補助要綱第15条に基づき、下記のとおり報告します。

施設名							
センターの所在地							
センター長の氏名							
配置人員(センター長を含む) ※ 事業完了日時点	人						
事業開始日		令和	年	月	日		
事業完了日		令和	年	月	日		
実施した事業内容							

所在地 法人名 代表者

神戸市児童家庭支援センター 運営補助事業実績報告書

みだしの補助金の交付を受けて実施した事業について、下記のとおり終了したので、神戸市児 童家庭支援センター設置運営補助要綱第 16 条に基づき報告します。

1	施設名	
	実績(令和 年 月~令和 年 月) ① 実支出額	<u>円</u>
	② 寄付金その他収入額	円
	③ 交付決定額	円
	④ 補助所用額(①-②と③を比較して少ない方)	円
	⑤ 既受領額	円
	⑥ 差額(追加交付額/返還額)(④—⑤)	円
3 (1)	添付資料) 事業報告書	
(2)		
(3)) その他市長が指定する書類等()	

(様式第8号) 別紙

事 業 報 告 書

- 1 施設名
- 2 所在地
- 3 事業期間
- 4 事業内容

収 支 決 算 書

施設名:

区分	項目	金額		積 算 内 訳
	士法出入	円	運営費	
収	市補助金		初度調弁費	
HX	事業収入等			
入	その他			
	合 計			
			給料	
			賃金	
	人件費		職員手当	
			共済費	
			旅費	
支			消耗品費	
			印刷製本費	
			役務費	
			報酬	
出	事務費		備品購入費	
			光熱水費	
			燃料費	
			修繕料	
			使用料及び 賃借料	
	合 計			

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

 (公印省略)

 第 号

 令和年月日

様

神戸市長

神戸市児童家庭支援センター 運営補助金額確定通知書

令和 年 月 日付で実績報告のあった運営補助金について、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

所在地 法人名 代表者

神戸市指導促進事業 補助金交付申請書

神戸市児童家庭支援センター設置運営補助要綱第 11 条第 2 項に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

1	施設名			
2	申請額	(件数:	件)	<u>円</u>
3	添付書類 (1) 収支予算書			

収 支 予 算 書

施設名:

区分	項目	金額	積 算 内 訳
収	市補助金	円	指導促進 事業費
_	その他		
入	合 計		
			給料
			賃金
	人件費		職員手当
			共済費
			旅費
			消耗品費
支			印刷製本費
			役務費
			報酬
出	事務費		備品購入費
			光熱水費
			燃料費
			修繕料
			使用料及び

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

合 計

(公印省略) 号

令和 年 月 日

第

様

神戸市長

神戸市指導促進事業 補助金交付決定書

令和 年 月 日付で申請のあった指導促進補助金について、下記のとおり決定しましたので、 神戸市児童家庭支援センター設置運営補助要綱第12条に基づき通知します。

1	交付決定額			円
		(件数:	件)	
2	施設名			

- 3 補助の条件等
 - (1) 補助金は、他の経費に流用しないでください。
 - (2) 補助金は、収入支出を経理してください。
 - (3) 事業完了後は、速やかに事業実績報告書を提出してください。
 - (4) 指示があったときは、速やかに参考となるべき報告又は資料を提出してください。 また、必要に応じ施設利用状況、事業実施状況等につき調査を行うことがあります。
 - (5) 虚偽、そのほか不正な手続きをもって補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一 部の返還を求めることがあります。

(公印省略)

第 号

令和 年 月 日

様

神戸市長

神戸市指導促進事業補助金不交付決定書

令和 年 月 日付で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決 定したので通知します。

- 1 施設名
- 2 不交付とした理由

所在地 法人名 代表者

神戸市指導促進事業 補助金交付決定内容変更承諾申請書

令和 年 月 日付 神こ家第 号をもって交付決定のあった事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

- 施設名
 変更の理由
 事請額
 変更後
 件数:
 件)
- 4 添付書類
 - (1) 収支予算書(変更後)

収 支 予 算 書

施設名:

区分	項目	金	額		積 算 内 訳	
収	市補助金	(円) 円	指導促進 事業費	(円) 円
	その他	(円) 円		(円) 円
入	合 計	(円) 円		(円) 円
		•				
				給料	(円) 円
				賃金	(円) 円
	人件費	(円) 円	職員手当	(円) 円
				共済費	(円) 円
				旅費	(円) 円
				消耗品費	(円) 円
支				印刷製本費	(円) 円
				役務費	(円) 円
				報酬	(円) 円
出	事務費	(円) 円	備品購入費	(円) 円
				光熱水費	(円) 円
				燃料費	(円) 円
				修繕料	(円) 円
				使用料及び	(円)

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

合 計

円)

円

2 表中、変更前の金額は上段に()書き、変更後の金額は下段に記入する。

円

円)

円

(公印省略)

第 号

令和 年 月 日

様

神戸市長

神戸市指導促進事業 補助金交付決定変更通知書

令和 年 月 日付で変更申請のあった指導促進補助金について、次のとおり承諾することに決定したので通知します。

施設の名称		
補助金等の交付対象事業 及びその内容等	上記補助金等交付	け決定内容変更承認申請書に記載のとおり
	当初交付決定額	円
補助金等の額	変更交付決定額	円
	差引交付決定額	円
交付の条件	か、当初の交付決	対決定内容変更承認申請書に記載の内容のほ 定通知書(令和 年 月 日付神こ家 4項「交付の条件」のとおりとする。

所在地 法人名 代表者

神戸市指導促進事業 事業完了報告書

神戸市児童家庭支援センター設置運営補助要綱第15条に基づき、下記のとおり報告します。

施設名					
センターの所在地					
センター長の氏名					
配置人員(センター長を含む) ※ 事業完了日時点	人				
事業開始日		令和	年	月	日
事業完了日		令和	年	月	日
実施した事業内容					

(31 字以降省略)

所在地 法人名 代表者

神戸市指導促進事業 補助金 (概算) 交付請求書

神戸市児童家庭支援センター設置運営補助要綱第13条に基づき、下記のとおり請求します。

記

1	施設。	名										
2	補助金	金請求額	_					Р] (件)
3	振込	先口座										
		銀行名			支	店名	1	支师	吉	1 2	普当	
		口座番号										
		口座名	名義									

振込通知要のはがき 送る 金額を抜いて送る

所在地 法人名 代表者

神戸市指導促進事業 実績報告書

みだしの補助金の交付を受けて実施した事業について、下記のとおり終了したので、神戸市児 童家庭支援センター設置運営補助要綱第 16 条に基づき報告します。

1	施詞	設名	
2	実 ①	續(令和 年 月~令和 年 月) 実支出額	<u> </u>
	2	寄付金その他収入額	Ε,
	3	交付決定額	円,
	4	補助所用額(①-②と③を比較して少ない方)	F.
	(5)	既受領額	円
	6	差額(追加交付額/返還額)(④一⑤)	円.
2		付資料	
(1)	事業報告書	
(2	2)	別紙 収支決算書	
;)	3)	その他市長が指定する書類等 ()	

収 支 決 算 書

施設名:

区分	項目	金	額			積	算	内	訳
収	市補助金			円	指導促進 事業費				
	その他								
入	合 計								
		ı				T			
					給料				
					賃金				
	人件費				職員手当				
					共済費				
					旅費				
					消耗品費				
支					印刷製本費				
					役務費				
					報酬				
出	事務費				備品購入費				
					光熱水費				
					燃料費				
					修繕料				

使用料及び 賃借料

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

合 計

公印	省略	子)
		号
年	月	日
	•	

様

神戸市長

神戸市指導促進事業 運営補助金額確定通知書

令和 年 月 日付で実績報告のあった補助金について、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

所在地 法人名 代表者

神戸市在宅指導措置委託費 交付申請書

神戸市児童家庭支援センター設置運営補助要綱第 11 条第 3 項に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

1	施設名			
2	申請額			円
		(件数:	件)	
3	添付書類			
	(1) 収支予算書			

収 支 予 算 書

施設名:

区分	項目	金額		積 算 内 訳
収	市補助金	Э	在宅指導措置委託費	
_	その他			
入	合 計			
			給料	
			賃金	
	人件費		職員手当	
			共済費	
			旅費	
			消耗品費	
支			印刷製本費	
			役務費	
			報酬	
出	事務費		備品購入費	
			光熱水費	
			燃料費	
			修繕料	
			使用料及び 賃借料	

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

合 計

(公印省略)第号

令和 年 月 日

様

神戸市長

神戸市在宅指導措置委託費 交付決定書

令和 年 月 日付で申請のあった指導委託促進補助金について、下記のとおり決定しました ので、神戸市児童家庭支援センター設置運営補助要綱第 12 条に基づき通知します。

1	交付決定額			円
		(件数:	件)	
2	施 設 名			

- 3 補助の条件等
 - (1) 補助金は、他の経費に流用しないでください。
 - (2) 補助金は、収入支出を経理してください。
 - (3) 事業完了後は、速やかに事業実績報告書を提出してください。
 - (4) 指示があったときは、速やかに参考となるべき報告又は資料を提出してください。 また、必要に応じ施設利用状況、事業実施状況等につき調査を行うことがあります。
 - (5) 虚偽、そのほか不正な手続きをもって補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

(公印省略)

第 号

令和 年 月 日

様

神戸市長

神戸市在宅指導措置委託費 不交付決定書

令和 年 月 日付で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決 定したので通知します。

- 1 施設名
- 2 不交付とした理由

所在地 法人名 代表者

神戸市在宅指導措置委託費 交付決定内容変更承諾申請書

令和 年 月 日付 神こ家第 号をもって交付決定のあった事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

- 施設名
 変更の理由
 事請額
 変更後
 件数:
 件)
- 4 添付書類
 - (1) 収支予算書(変更後)

支

出

事務費

合 計

収 支 予 算

				施	設名:					
区分	項目	金	額		積	算	内	訳		
収	市補助金	(円) 円	在宅指導措置委託費	(円 円	
	その他	(円) 円		(円 円	
入	合 計	(円) 円		(円 円	
				給料	(円 円	
				賃金	(円 円	
	人件費 (円) 円	職員手当	(円 円			
			共済費	(円 円		
				旅費	(F.	

消耗品費

印刷製本費

備品購入費

光熱水費

燃料費

修繕料

賃借料

使用料及び

役務費

報酬

円) 円

円)

(

(

(

円)

円 円)

円 円)

円 円)

円

円)

円 円)

円 円)

円

円)

円

円) 円

円)

円

円 (注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

(

2 表中、変更前の金額は上段に()書き、変更後の金額は下段に記入する。

(公印省略)

第 号

令和 年 月 日

様

神戸市長

神戸市在宅指導措置委託費 交付決定変更通知書

令和 年 月 日付で変更申請のあった指導委託促進補助金について、次のとおり承諾することに決定したので通知します。

施設の名称		
補助金等の交付対象事業 及びその内容等	上記補助金等交付	け決定内容変更承認申請書に記載のとおり
	当初交付決定額	Ħ
補助金等の額	変更交付決定額	円
	差引交付決定額	円
交付の条件	か、当初の交付決	快定内容変更承認申請書に記載の内容のほ 定通知書(令和 年 月 日付神こ家 4項「交付の条件」のとおりとする。

所在地 法人名 代表者

神戸市在宅指導措置委託 事業完了報告書

神戸市児童家庭支援センター設置運営補助要綱第15条に基づき、下記のとおり報告します。

施設名				
センターの所在地				
センター長の氏名				
配置人員(センター長を含む) ※ 事業完了日時点		人		
事業開始日	令和	年	月	日
事業完了日	令和	年	月	日
実施した事業内容				

所在地 法人名 代表者

神戸市在宅指導措置委託 実績報告書

みだしの補助金の交付を受けて実施した事業について、下記のとおり終了したので、神戸市児 童家庭支援センター設置運営補助要綱第 16 条に基づき報告します。

1	施設名	
2	実績(令和 年 月~令和 年 月) ① 実支出額	Į.
	② 寄付金その他収入額	Ţ.
	③ 交付決定額	<u> </u>
	④ 補助所用額(①-②と③を比較して少ない方)	F
	⑤ 既受領額	F
	⑥ 差額(追加交付額/返還額)(④—⑤)	<u>F.</u>
2		
((1) 事業報告書	
((2) 別紙 収支決算書	
((3) その他市長が指定する書類等()

収 支 決 算 書

施設名

					<u>.</u>	段名:					
区分	項目	金	額				積	算	内	訳	
収	市補助金		[円	在宅指導措置委託費						
	その他										
入	合 計										
					給料						
					賃金						
	人件費				職員手当						
					共済費						
					旅費						
					消耗品費						
支					印刷製本費						
					役務費						
					報酬						
出	事務費				備品購入費						

光熱水費

燃料費

修繕料

使用料及び 賃借料

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

合 計

(公	印	省	略)
第					号
令	和	年	J	目	日

様

神戸市長

神戸市在宅指導措置費 額確定通知書

令和 年 月 日付で実績報告のあった補助金について、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

補助金等交付決定取消通知書

(公	印	省	略)
第					号
令和		年	J	1	日

(補助事業者等名) 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業については、次のと おり交付決定を取消したので通知します。

補助事業等の名称	
補助金等の額	円
取消しの理由	